4　第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二　秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2　前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（次項において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4　第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の三　裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

（秘匿決定の取消し等）

第百三十三条の四　秘匿決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2　秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3　裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあった場合において、その原因となる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない。

4　裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするとき　当該決定に係る秘匿対象者

二　前条の決定に係る裁判をするとき　当該決定に係る当事者又は法定代理人

5　第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第二項の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

第二条　民事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　送達（第九十八条―第百十三条）」を

「第四節　送達
第一款　総則（第九十八条―第百条）
第二款　書類の送達（第百一条―第百八条）
第三款　電磁的記録の送達（第百九条―第百十三条）
第四款　公示送達（第百十条―第百十三条）」

に改め、「第百三十二条の十」の下に「―第百三十二条の十三」を加え、「第百六十条」を「第百六十条の二」に、「第五節　書証（第二百十九条―第二百三十一条）」を「第五節　書証（第二百十九条―第二百三十一条の二）」に、「第二百三十一条の二・第二百三十一条の三」を「第二百三十一条の二」に、「第二百三十三条」を「―第二百三十三条」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条の二」に、「第六編　少額訴訟に関する特則（第三百六十八条―第三百八十一条）」を「第六編　少額訴訟に関する特則（第三百六十八条―第三百八十一条の二）」に、「第七編　法定審理期間等（第三百八十二条―第三百八十四条）」を「第七編　法定審理期間等（第三百八十二条―第三百八十四条の二）」に、「第八編　特別訴訟手続（第三百八十五条―第三百八十九条）」を「第八編　特別訴訟手続（第三百八十五条―第三百八十九条の二）」に、「第九編　督促手続（第三百九十条）」を「第九編　督促手続（第三百九十条―第三百九十条の三）」に、「第十編　簡易裁判所の訴訟手続に関する特則（第三百九十一条―第三百九十五条）」を「第十編　簡易裁判所の訴訟手続に関する特則（第三百九十一条―第三百九十五条の二）」に、「第十一編　手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則（第三百九十六条―第三百九十八条）」を「第十一編　手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則（第三百九十六条―第三百九十八条の二）」に、「第十二編　倒産手続等に関する特則（第三百九十九条―第四百二条）」を「第十二編　倒産手続等に関する特則（第三百九十九条―第四百二条の二）」に改める。

第三十二条第二項第三号中「及び第三百七十八条第二項」を「、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項」に改める。

第四十五条の見出しを「（補助参加人の訴訟行為等）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人（当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べることができなくなったものに限る。）を当事者とみなす。

一　非電磁的訴訟記録（第九十一条第一項に規定する非電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（第九十二条第一項において「非電磁的訴訟記録の閲覧等」という。）の請求

二　電磁的訴訟記録（第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。）の請求

三　第九十一条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第五十五条第二項第四号中「及び第三百七十八条第二項」を「、第三百七十八条第二項及び第三百八十一条の七第二項」に改める。

第七十一条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内にしなければならない。